

サービス利用開始日が遡る場合の理由書

サービス利用開始日	令和 年 月 日から	利用者の 認定通知收受日	令和 年 月 日
認定日	令和 年 月 日	サービス計画届出書 作成日	令和 年 月 日
サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由			
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>			
サービス開始日を遡る理由等（※該当する項目の番号に○印をつけてください。）			
<p>1 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日であったため、提出が遅くなった。</p> <p>2 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日にあったが、サービス計画作成依頼届出書作成日の調整ができなかったため、提出が遅くなった。</p> <p>3 その他(具体的に事由を記載してください。)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>			
<p>(宛先) 知多北部広域連合長</p> <p>上記の事由により、サービス計画の提出が遅れたことに伴うサービス開始日の遡りをお願いします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>担当者氏名</p>			
保険者確認欄 (市町担当)	<input type="checkbox"/> 記載内容の確認 (サービス開始日、認定日、認定通知收受日、サービス計画届出書作成日)		
	<input type="checkbox"/> 記名の確認		

(注意)

- 1 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所との契約が完了し、この届出書の提出を行わない場合、原則、サービスに要する費用を一旦、全額自己負担した後に払い戻しを受けることとなります(償還払い)。
本様式は、償還払いの手續に伴う利用者の負担を軽減するためのものですので、サービス計画の届出に係る手續の遅滞等により、サービス開始日の遡りを行う場合は、この様式によらず、理由、対応、改善などを記載した書面を提出してください。
- 2 月をまたいでサービス開始日を遡る場合、介護報酬の請求手續は必ずサービス計画作成依頼届出書を提出した翌月以降に行ってください。
- 3 記載内容と認定手続き等との相違などがある場合、知多北部広域連合または市町の介護保険担当窓口から照会等を行う場合があります。